

平成 26 年第 14 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成 26 年第 14 回教育委員会会議

1 日 時 平成26年 7 月 4 日（金） 13時30分～14時05分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員 長	山 中 善 夫
委 員	臼 井 博
委 員	池 田 光 司
委 員	池 田 官 司
委 員	阿 部 夕 子
委 員	町 田 隆 敏
教育次長	西 村 喜 憲
生涯学習部長	梅 津 康 弘
生涯学習推進課長	田 中 祥 之
推進担当係長	那須野 祐 一
生涯学習係員	川 口 聡 志
学校教育部長	大 友 裕 之
企画担当係長	工 藤 真 嗣
高等学校担当係長	宮 田 佳 幸
総務課長	杉 村 亮
庶務係長	井 上 達 雄
書 記	石 川 亜 樹

4 傍聴者 1 名

5 議 題

報告第 1 号 遠友夜学校記念室資料の北海道大学への寄贈に伴う覚書の締
結と記念室における展示の終了について

議案第 1 号 札幌市立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

【開 会】

○山中委員長 これより、平成26年第14回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議につきまして、会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日の議案に入ります前に、私から一言申し上げます。

報道にもありましたのでご承知かと思いますが、一昨日、市立高校の男子生徒がお亡くなりになるという大変痛ましい出来事がありました。

詳細につきましては警察が調査中とのことですが、教育委員会としても重く受けとめ、心からご冥福をお祈りしたいと思います。

【議 事】

◎報告第1号 遠友夜学校記念室資料の北海道大学への寄贈に伴う覚書の締結と記念室における展示の終了について

○山中委員長 報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 報告第1号について報告いたします。

遠友夜学校記念室資料の北海道大学への寄贈に伴う覚書の締結と記念室における展示の終了についてです。

平成26年1月24日に開催した教育委員会会議において、札幌市資料館条例の一部を改正する条例案に関連し、遠友夜学校記念室の資料を北海道大学へ寄贈することで同大学と基本的に合意したことを報告しました。

その後、北海道大学のご協力のもと、所蔵資料について、詳細な調査、分類を行うなど、寄贈に向けた準備を行ってまいりましたが、このほど作業が終了したことから、改めて教育委員会会議で皆様に報告するものです。

資料1 ページ目をご覧ください。

本件に係るこれまでの経過等ですが、皆さまご承知のとおり、遠友夜学校は、新渡戸稲造氏が、生活困窮など、家庭の事情で勉強がしたくても学校に行けない青少年のために、中央区の南4条東4丁目に創設した私立の夜学校で、明治27年から昭和19年までの50年間にわたって開かれていたものです。

その後、昭和39年に札幌市が勤労青少年ホーム、後のレッツ中央を建設したときに、1階に遠友夜学校記念室を設置しましたが、そのレッツ中央も建物の老朽化と耐震性能不足により解体することとなったため、平成23年10月に遠友夜学校記念室を札幌市資料館の2階に移転しました。

しかし、これらの資料については、学校創設から120年が経過する中で、経年劣化や破損等が懸念されており、将来的な資料の展示や保全等のあり方について、さまざまな角度から検討してまいりました。その結果として、北海道大学へ寄贈することが一番適切ではないかと判断し、北海道大学と協議した結果、昨年11月に、寄贈するという事で基本的な合意に至ったものです。

資料2 ページ目は、これら資料について、今回、調査・分類した結果の概要をまとめたものです。

これまで、記念室で所蔵していた資料は約280点とお伝えしていましたが、これは、図書的全集や生徒の作文集などをまとめて1点として数えていたものが何件かありました。今回の調査では、これを改めて、1冊1件として数え直しました。

その結果、記念室の資料は、資料としては444件、展示備品が102件の合計546件となり、現在、既に北大総合博物館に貸与している29件も合わると、合計で

575件となりました。

北海道大学からは、調査した結果の感想として、資料の保存状態の悪いものが多く、保全・補修等が必要であること、想定したものよりも学校運営に関連したいわゆる文書資料あるいは写真資料が少なかったものの、「文の園」と言われている生徒の文集は思いのほかたくさん残っている、といった感想を伺っております。

次に、資料3ページ目をご覧ください。

今回、資料の詳細な調査・分類等が終わり、寄贈の準備が整いましたので、本日の教育委員会会議の報告を経まして、北海道大学と覚書を締結し、7月6日をもって資料館における展示を終了したいと考えております。

資料3ページは、その覚書の内容です。

この後、資料を北海道大学へ搬出しますが、北海道大学においては、今回の寄贈を受け、9月から、構内の百年記念会館において遠友夜学校資料の特別展示を行いたいということです。また、準備ができ次第、資料の一般利用者への閲覧も開始する予定となっております。

これにより、今年の秋以降は、北海道大学において資料の展示や閲覧ができますので、市民や関係団体の皆様にとりましては、これまで同様に資料の利用が可能となるほか、貴重な資料の保全や補修、さらには資料の調査研究が進むことで、遠友夜学校にまつわる歴史やその功績等が詳らかになるものと大いに期待しているところです。

覚書の次のページには、今回の資料の詳細なリストを添付しています。字が小さくて大変申しわけございませんけれども、お目通しいただければと思います。

本件に関する報告は、以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。

では、ご質問あるいは要望などがありましたらお願いします。

○池田（官）委員 資料等全体の量といえますか、体積はどのぐらいの分量になっているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 現在、記念室の面積60㎡を2つの展示コーナーに分けて陳列しショーウインドーの中に保存しています。全体の量としてはそのぐらいです。

○池田（官）委員 北海道大学でも、そのぐらいのスペースは確保してください

るということでしょうか。

○推進担当係長 そのようにさせていただけると聞いております。

○臼井委員 今、貸与中のものは北海道大学の総合博物館にありますが、今度、新たに寄贈するものも同じ場所に展示する予定なのですか。

○生涯学習部長 当面はそういうお話で聞いていますが、今回の寄贈を受け、北海道大学としても、いわゆる文書館という独立の建物がない状態ですから、これにあわせて、そういったものの整備も含めて検討していると聞いています。

○池田（光）委員 北海道大学では、今までも、遠友夜学校のコーナーを設けて記念室をつくられたと思うのですが、今後、北海道大学の中でどういう位置づけにしていくのか、学術的なシンボルとか、資料室のあり方をどんなふうにかえられているのかをお聞きします。市民の皆さまに見て頂いたり、道外のお客様にも関心を持ってもらえるような位置づけにしていくのでしょうか。

○生涯学習部長 ご意見を頂いていたところについては、事務局内部でも、その点に懸念があったところです。北海道大学に寄贈することにより、一般市民等に対する閲覧や利用が今までどおりできるのかといった懸念がありました。覚書の文章は、その辺も北海道大学と協議し考えてきましたが、覚書の4番目に、寄贈資料の一般公開ということで、可能な限り、閲覧利用・展示等により広く一般に公開するという一文を加えております。

もう一つ、覚書の5番目、その他として、寄贈者が寄贈資料を市民に展示する等の特段の必要が生じた場合は、寄贈者及び受贈者はその方法等について協議するとあります。具体的に、「特段の必要」の部分をはっきりとイメージしているものではありませんが、現時点で想定していないようなことがあった場合については、協議するというところで対応したいと考えています。

それから、今回、北海道大学との協議に当たって、我々としてもわかったことは、資料の展示は、一般的には、原本をそのまま展示するということは、余り考えられないということです。大事なものは、レプリカを作り、それを展示するという回答を北大からいただいています。原本ではなく、つくった資料を、例えばどこかの団体が借りることができるかどうかについては、団体と北海道大学とのやりとりになると思いますが、私どもは全く知りませんということではなく、調整をしながら進めてまいりたいと思っています。

○池田（光）委員 私が遠友夜学校とかかわったときに、自分の周りや、私の会社の社員、自分自身も含めてですが、遠友夜学校、ひいては新渡戸稲造の精神などが希薄になっているような気がします。改めて、北海道人の精神の一つでもあると思いますので、何かに生かしてもらおうという姿勢に向かっていただけとありがたいと思います。

○町田委員 今回、北海道大学の理事とお話をした中で、先ほど梅津部長からも説明申し上げたとおり、北海道大学としては、これから、公文書館という形で、北海道大学関係の公文書を保管するような施設、組織をつくりたいという中で、この関係資料、北海道大学自体が持っている遠友夜学校の資料、新渡戸、宮部金吾、有島武郎、そういった資料を保管しておきたいという思いを非常に強く持っているという説明を受けました。また、北海道大学では、学生の留学を支援するような新渡戸カレッジという組織を学内でつくろうというお話もあり、北海道大学の建学の精神の一つとして新渡戸イズムを大切にしていきたい、その中で遠友夜学校の資料は北海道大学の建学の精神の根本にかかわる資料なので大切にしていきたいというお話は承っているところです。

○山中委員長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 なければ、報告第1号につきましては、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、報告第1号については、以上といたします。

◎議案第1号 札幌市高等学校教育課程編成基準の一部改正について

○山中委員長 次に、議案第1号について事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第1号について説明いたします。

議案第1号をご覧ください。

本議案は、平成23年11月21日に教育委員会で決定した現行の札幌市立高等学校教育課程編成基準の一部改正についてご審議をお願いするものです。

この編成基準は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条及び第33条に基づき、市立高等学校の教育課程について、高等学校学習指導要領に加え、札幌市としての基準を定めるものとして、昭和55年に制定したものです。その後、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、平成4年に全部改正を行い、以後、平成12年、14年、15年、16年に一部改正、23年に全部改正を行ってきました。

このたび、市立札幌開成中等教育学校が設置され、平成27年度から前期課程に第1学年が入学し、併せて、編入学は3カ年に限るものですが、後期課程に第4学年が編入学することとなっており、後期課程に生徒が在籍することとなることから、後期課程に係る教育課程編成基準を定める必要があるため、本基準の一部改正が必要となったものです。

そのため、このたびご審議いただく改正案は、議案第1号の2枚目札幌市立高等学校及び札幌市立中等教育学校後期課程教育課程編成基準となります。

それでは、改正案の具体的な内容について、新旧対照表に添って説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

下線部分が改正案の該当箇所です。

まず、冒頭の1行目から5行目までの下線部分ですが、これは、札幌市立中等教育学校後期課程の追加に伴い、文言の追加、修正をしました。

次に、その下の1、2ページ目の3についてですが、中等教育学校後期課程の教育課程については、学校教育法及び同施行規則に基づき、それぞれ高等学校及び高等学校学習指導要領の規定を準用することとなっており、同校後期課程の教育課程に関しても、札幌市立高等学校教育課程編成基準を適用することとしているため、現行どおりとしています。

なお、1ページ目の2も現行どおりということになります。

次に、2ページ目の4についてですが、この部分は、先ほど本基準の改正が必要となった理由として説明させていただいたとおりです。

また、3ページの別記1の(2)、コズモサイエンス科についてですが、中等教育学校の後期課程の学科名は開成高校コズモサイエンス科の学科名を踏襲することとしており、学科の目標についても現行どおりです。

別記1のほかの部分に変更はありません。

最後に、5ページ目と6ページ目の別記2についても、先ほど説明申し上げたとおり現行どおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

基本的には形式的な修正だと思いますが、皆さんからご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

○池田（光）委員 手続的なことだと思うのですが、別記1はどのような位置づけにあったものでしょうか。「別記」というのは、もともとあったのでしょうか。

○高等学校担当係長 今回は、後期課程が入りまして、その部分を市立高等学校教育課程編成基準の中に入れましたので、前回の別記1と別記2のとおりと考えています。

○学校教育部長 つまり、現行のものということです。

○山中委員長 新旧対照表の「現行」に、「専門教育を主とする学科の目標及び主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は次のとおりとする」とした後に、(1)のこれこれは別記1のとおり、(2)のこれこれは別記2のとおりと書いてあります。この部分は変わらないため「現行どおり」と改正案に書いてあるということですね。

「別記」は前からありますね。これをそのまま使うのか、使わないのかということが問題で、このまま使うということで「現行どおり」ということだと思います。

○池田（官）委員 中等教育学校では前期過程と後期課程がありますが、例えば、6年間の一貫教育であることを生かして、後期課程、すなわち一律の通常の高校で扱われていたような学習内容や単位などを前期課程に落とし込むとことが行われるとすれば、6年間の一環教育であることを利点としたカリキュラム編成の自由度などがこの基準によって妨げられるというおそれは生じないでしょうか。

○**学校教育部長** いわゆる前期課程の部分は、中学校の学習指導要領等で規定されている部分、後期課程は高等学校の準用ということですので、現段階としては、その規定の中でということになると思います。

それから、教育課程上の特例校的なものを国に申請するなどの動きが生じてくれば、昔で言うところの研究開発校のようなものですが、そういうことができるシステムが適用できればそういうことになりますが、現行はそれぞれの学習指導要領なりの規定に従っていくことになります。

○**山中委員長** 新しい考え方で新しい学校をつくるといっているのに、教育課程は現行どおりというのは何か変ではないかという気がすると思います。

○**高等学校担当係長** 中等教育学校の教育課程の編成については、特例という制度がありますので、それを活用して、池田委員がおっしゃいましたように、例えば、高校段階のものを前倒して中学校で学習の連続性などを考えながら行うという特例が設けられておりますので、それを活用する形になります。

○**山中委員長** 編成基準上は現行どおりの形であっても、その点は全然問題ない、特例に従う形で処理できるということですね。

○**高等学校担当係長** はい。

○**池田（光）委員** 今回は、「一部改正」という形だと思いますが、「全部改正」とは、最初の基準設定の精神からは大分かけ離れたものになっているのですか。「全部改正」とは、全て変わったということでしょうか。新しい規則なのですか。

○**高等学校担当係長** 昭和55年の基準の制定のところですが、実は、昭和53年に告示された学習指導要領の文面において、入学生の多様化を踏まえて、各高等学校で弾力的な教育課程が編成できるよう改正されました。そのときに、専門教科・科目の標準単位数を設置者が定めることとするという形で、国語、数学、外国語等の普通教科に関する部分は、学習指導要領上で標準単位数が決められていますが、例えば、商業あるいは工業や農業に関する科目などは、その設置者が単位数を定めると昭和55年に制定されました。

「全部改正」とは、学習指導要領の改正に合わせて、例えば、平成4年に全部改正になっているのですけれども、これは、平成元年告示の学習指導要領の改正に合わせて全部改正をしています。次は、平成11年告示で学習指導要領が

改正になったのですけれども、ここは平成12年と14年の2回に分けて改正しているので、全部改正ではなく、一部改正を2度行いました。

また、前回の平成23年度の全部改正については、現在の学習指導要領が改正になったところで全部改正をしたということで、一部改正と全部改正の基準は過去に明確な基準はないのですが、学習指導要領が改正になったときに全部改正を行っております。

なお、平成15年、16年については、札幌市立高校教育改革推進計画により、平成15年にコズモサイエンス科、平成16年に啓北商業高校の未来商学科、清田高校のグローバルコース、平岸高校のデザインアートコース等の専門コースができたので、別記1に編成基準を明記しましたがけれども、それぞれの学科、専門コースの目標ということで、設置に当たり一部改正をしました。

○**山中委員長** 編成基準の考え方そのものが変わったというのが全部改正ということではないですね。

○**高等学校担当係長** はい。例えば、章立てが変わったり項目の番号が変わったり、一部改正すると大変複雑になってしまうという場合は全部改正という形で改正しています。

○**池田（光）委員** 精神は変わらず、当初の延長ということなのですね。

○**高等学校担当係長** 国で学習指導要領が10年に1度改正されていますので、その改正された学習指導要領の趣旨にのっとった形で、設置者が設定する部分を教育課程の編成基準という形で進めています。

○**教育次長** 少し補足いたしますけれども、教育課程は基本的に高等学校の学習指導要領によって編成することになっています。その上で、地方の実情や状況に合わせて、運用上、もう少し決めておいたほうがよいというものについて決めることと、さらに、独自性の部分についても、教育課程上の特色をきちっと示すためには、教育課程編成基準の中に明記して、それによって実行するという形態です。したがって、学習指導要領が改正されると、幾分、国の全体のものが変わりますので、それに応じて変えなければいけないこともありますし、市立高校改革のように特色を出してきた過程においては、例えばコズモサイエンス科は日本全国どこにもなくて、唯一、札幌にだけあるわけですから、そういったものを規定の中で決めて、コズモサイエンス科というのはどういう教育課程をつくるのかということを経験の中で示しています。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第1号につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、そのように決定いたします。

【閉 会】

○山中委員長 本日、予定された議案は以上ですが、委員の皆様から何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 なければ、平成26年第14回教育委員会会議は、これにて終了いたします。

以 上